

償却資産申告の手引

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となるものです。

会社や個人で工場や商店などの経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている方で、男鹿市内に償却資産をお持ちの場合は、令和6年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告する必要があります。償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のとおりです。

資産種類		課税の対象となる資産の例
1	構築物	構内舗装、門、塀、フェンス、外構工事、看板（広告塔）等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造加工設備、電気通信事業用設備、印刷機械、太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー発電設備等 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト等、構内運搬車 自動車税・軽自動車税の対象になるものは除きます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・乗用装置があるもので最高速度が35km未満の農耕作業用自動車（トラクター、コンバイン、田植機等）は、軽自動車税の課税対象となるため申告の必要はありません。 ・最高速度が時速15km以下で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下のもの（フォークリフト、ショベルローダー、ロードローラー等）は小型特殊自動車となり軽自動車税の課税対象となるため申告の必要はありません。
6	工具・器具及び備品	各種工具、陳列ケース、机、椅子、ロッカー、パソコン、レジスター、医療機器、厨房用具、娯楽用器具等

2. 業種別償却資産の具体例

課税対象となる償却資産の主なものを業種別に例示すると次のとおりです。

業種	主な償却資産の例
共通	駐車場や構内の舗装路面、受変電設備、庭園、門、外構、看板、ネオンサイン、広告塔、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、金庫、太陽光発電などの再生エネルギー発電設備、その他
農林業	ビニールハウス、果樹棚、糞摺り機、コンベヤー、乾燥機、播種機、計量器、チェンソー、育苗機、田植機（軽自動車税の課税対象を除く。）、その他
小売業	陳列ケース、陳列棚、レジスター、冷蔵庫、その他
飲食店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、その他
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒器、サインポール、看板、その他
医院・歯科医院	ベッド、手術台、X線装置、検査機器、消毒殺菌用機器、その他
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ホイールローダー、ミキサー、コンクリートカッター、フォークリフト、ポンプ、ブロック、ポータブル発電機、その他

クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備、看板、その他
不動産貸付業	受変電設備、門、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装設備、その他
自動車整備業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、証明設備、レジスター、独立キャノピー、その他
旅館・ホテル・バー・喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷器、楽器、放送設備、その他

3. 建築設備の家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては家屋と償却資産を区分して評価しています。

- (1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは家屋に含めて取り扱い、次に掲げる事業用のものは償却資産として取り扱います。
- ア 構造的に家屋と一体となっていないもの
 - イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの（例：受変電設備）
 - ウ 特定の生産又は業務の用に供される設備等（例：工場の動力源である電気設備）
 - エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテルの厨房設備など）
- (2) 家屋の所有者と異なる方（テナント等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

4. 申告する資産の範囲

(1) 申告の対象となる資産

ア 土地及び家屋以外の有形固定資産で主に次の資産をいいます。1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (ア) 所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となるべき資産
- (イ) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産で事業の用に供しているもの）
- (ウ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (エ) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ可動していない資産）
- (オ) 建設仮勘定に経理されているが、すでに完成している資産
- (カ) 建物の建築設備等のうち、家屋の評価に含まれない資産

イ 耐用年数が1年以上、かつ取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産となります。（※取得時期が下の表より前のものについては取り扱いが異なります。）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人	平成11年1月1日以降に取得した資産の場合	10万円未満	必要経費	× 申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	× 申告対象外
			減価償却	○ 申告対象
		20万円以上	減価償却	○ 申告対象
法人	平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産の場合	10万円未満	損金算入	× 申告対象外
			3年間一括償却	× 申告対象外
		10万円以上 20万円未満	減価償却	○ 申告対象
			3年間一括償却	× 申告対象外
		20万円以上	減価償却	○ 申告対象
			減価償却	○ 申告対象

※中小企業者の少額資産特例により取得価格30万未満で損金算入した減価償却資産については、申告対象となります。
※事業者が個別に減価償却資産として経理したものは取得価額にかかわらず申告対象となります。

(2) 申告の対象とならない資産

- ア 土地や家屋として、固定資産税が課されるもの
- イ 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 牛、馬、果樹、その他生物（観賞用等のものは申告対象）
- エ 無形固定資産（鉱業権、特許権、ソフトウェア等）
- オ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- カ 棚卸資産（貯蔵品、商品）
- キ 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの）

5. リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○ 申告が必要です	× 申告不要です
割賦販売にあたるようなリース資産	× 申告不要です	○ 申告が必要です

※平成 19 年度税制改正により平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

6. 課税標準の特例が適用される償却資産

一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。該当資産をお持ちの方は償却資産申告書提出時に「課税標準の特例適用申請書」に必要書類を添付のうえ提出してください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例（抜粋）】

※「課税標準の特例適用申請書」「記載例」などを男鹿市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。（くらしの情報>くらし・手続き>税金>償却資産の申告について）

※その他の主な特例対象については【課税標準の特例（抜粋）】をご覧ください。

特例の種類		取得時期	特例率	添付書類
再生可能エネルギー発電設備 (取得後3年度分)	太陽光(自家消費型太陽光発電設備に限る)	H30. 4. 1~ R6. 3. 31	1000kw 以上 3/4 1000kw 未満 2/3	①特例適用申請書 ②再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書(写)
	風力	H30. 4. 1~ R6. 3. 31	20kw 以上 2/3 20kw 未満 3/4	①特例適用申請書 ②経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備の認定通知書(写) ③電気事業者と締結した「電力受給契約確認書」(写)
中小企業等経営強化法に係る認定先端設備・事業の用に供する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備 ※計画認定は男鹿まるごと売込課。		~R7. 3. 31	取得後 3年間 1/2	①特例適用申請書 ②先端設備等導入計画書(写) ③先端設備等導入計画に係る認定書(写) ④認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
※その他適用を受けることが出来る資産や特例措置は地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に定められています。				

※この表は令和 5 年 10 月時点で作成していますので令和 6 年度税制改正により変更される場合があります。

7. 課税標準、免税点、税率、税額、納期

- (1) 課税標準 賦課期日（1月1日）現在の評価額が課税標準となります。
- (2) 免税点 課税標準の合計額（課税標準額）が150万円未満の場合は課税されません。
- (3) 税率 1.4/100
- (4) 税額 課税標準額（1,000円未満切り捨て）に税率を乗じた額（100円未満切り捨て）
- (5) 納期 税額を5月、7月、12月、2月の4回に分けて納めていただきます。

8. 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価格及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

- ◆ 前年中に取得したもの $\text{取得価額} \times (1 - (\text{減価率} \div 2)) = \text{評価額}$
- ◆ 前年よりも前に取得したもの $\text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$
(※取得価額×5/100)より小さい場合は当該額)

減価残存率表（「固定資産評価基準」別表第15 抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		取得前年中	取得前年前			取得前年中	取得前年前			取得前年中	取得前年前
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	}			
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858				

※償却資産に対する課税については、償却計算の期間や減価償却方法などが国税と異なります。

9. 調査協力をお願い

申告書受理後、申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得時期に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知ください。

10. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、税務署に提出された所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、市への申告内容に差異が見受けられた場合は実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果による賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

11. 申告における注意点

- ① 該当する資産がない場合又は前年中に資産の増減がなかった方でも「償却資産申告書」に所定の事項及び備考欄にその旨を記載し、必ず申告してください。また、社名変更、事業所の転入・転出、休業・廃業解散等についても異動内容が分かるように備考欄に記載してください。
- ② 自社作成の申告書で申告する場合も、本市から送付した申告書を添付してください。
- ③ 固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。事業年度末以降、賦課期日までの資産の増減についても申告漏れのないようご注意ください。